

連携計画（案）についての国の確認事項等に対する対応案

○確認事項

関連ページ	確認事項	補足	対応案
p.32～p.33、 p.46	<p>（記載事項：方針・目標）</p> <p>法令上、連携計画では、「基本的な方針、区域、目標、目標を達成する事業及びその主体、計画期間、その他必要な事項」を定めることとされています。</p> <p>関連ページの記載内容（表現）は、必要な事項とズレがあるように思えますが、意図的な表現なのでしょうか。</p> <p>（内容的には、第3章2(1)と第3章3が方針で、第5章2②の部分が目標のように思われますが・・・）</p>	<p>用語として「方針」は大きな枠組み、「目標」は具体的かつ明白な形のものとして記載されることが想定されています。</p> <p>必要とされる記載事項の用語を合わせ、紙面上で一カ所にまとまっていると見やすく思います。</p>	<p>住民の理解を得るために、現状→住民ニーズ→ニーズを踏まえた課題・対応方策→事業→事業管理方法という順序で記載しました。</p> <p>法律の用語の定義での目標は、数値的目標を指すことになっているため、現計画の「目標」は「将来像」として変更します。</p> <p>段階的整備であること、5章の事業評価目標は毎年見直しすることなどから、章構成は特に変更はしません。</p>
p.34～p.42	<p>（記載事項：目標を達成するために行う事業等）</p> <p>連携計画における「目標を達成するために行う事業」は、計画期間内で行う事業の記載ですが、章立てが実際の記載が実施する計画か判断が難しいです。どれが実際に実施する計画なのでしょうか。</p> <p>内容的に、</p> <p>第4章9(1)：コミバスの実証運行、 9(2)：利用促進活動、 第4章7：事前予約制バス事業、 第4章8(表)：広報事業、 第4章8(表)：サポーター制度、 第4章8(表)：広告事業、 第4章3：車両の導入</p> <p>くらいが事業計画かと推察するのですが。</p>	<p>第4章で事業についての記述なのですが、第4章9(1)の内容が第4章1～6で経緯が記載されているなど、どれも、実施するものが判断がつきづらいです。</p> <p>総合事業計画に基づく事業としての認定を見据えているようですが、対象項目の対比をさせて整理してはいかがでしょうか。</p>	<p>将来像（目標）を達成するために行う事業は、基本的に全てが対象になります。</p> <p>利用促進策は交通会議で対応すべきものと、住民発意に期待すべきもの（サポーター制度・広告事業）があり、計画には位置づけ実施を目指しますが、実現は確定できません。住民の参画を促し、確定できない事業の実施を曖昧に表記していたため、こうした事業を実施する形で修正しました。</p>
p.33、p.35、 p.39、p.47	<p>（検討とされている事業）</p> <p>市街化調整区域への対応について、市街化区域の利用が想定以上であった場合に導入を検討していますが、何を以て想定以上とするのでしょうか。</p>	<p>連携計画での事業は、実際に実施する事業として地域で合意した内容ですので、どのような結論か整理をお願いします。</p>	<p>目標値が曖昧であるため、H15年事業値を目安に再設定した（当初案は、事業初年度の実績をもとに設定し、複数年実施する</p>

	<p>連携計画は、住民、事業者、自治体等が話し合いその結果をまとめたものですので、判断基準が明らかになっていないのでしょうか。 （市街化調整区域には市街化区域で利用者が多くなければ行わないという整理なののでしょうか。）</p> <p>老人福祉センター送迎バスについては、コミバスと事業統合が可能か検討するとなっていますが、結果どうなっているのでしょうか。</p>	<p>ます。</p> <p>市街化区域におけるニーズと市街化調整区域のニーズは違うように思われますが。</p> <p>連携計画が完成したときには、整理できるのでしょうか。</p>	<p>中で、事業継続の最終判断を議会で意志決定するものと想定していました）。</p> <p>公共交通を必要とする住民ニーズは、市街化区域と市街化調整区域という区別では違いはありません。財政的なゆとりがあれば、全ての地域で地域公共交通を実施できますが、限られた財政投入であるため、事業効率・収支率の高い部分から実施するという判断に基づいています。</p> <p>老人福祉センター送迎バス事業は、福祉事業であるため、交通会議の協議範囲とはなりません。武豊町の福祉部門での協議は、今後実施される予定ですが、当該計画の策定後になります。</p>
p.19～20	<p>住民アンケートの結果の実施期間が平成 20 年になっていますが、記載通りなののでしょうか。（平成 21 年？）</p>	<p>もし、記載通りでしたら、平成 21 年度に調査事業として行ったアンケート結果の記載・考察等もお願いします。</p>	<p>住民アンケート調査は H20 年です。 今年度の調査としては、フォーラム来場者調査・パブコメ等があり、計画に反映修正しました。</p>
p.33	<p>第 3 章 3 (1) で、「想定した利用が見込まれた場合に、その必要性に応じて段階的に対応するものとする。」とあるのですが、協議会で話し合われているのでしょうか。</p>	<p>事前予約制バスを始める基準になるかと思いますが、どのようになっているのでしょうか。</p>	<p>前述の通り。 H15 年事業値を目安に再設定します。</p>
p.34	<p>第 4 章 1 (5) の最後で、「なお、設定にあたっては、住民説明会等において住民意向を確認し、設定するものとする。」とありますが、ルート・バス停位置の見直し時のことでしょうか。</p>	<p>連携計画が策定されるときには、調査事業において、利用動向等の確認が行われた後となるので、確認済となるのではないかと思うのですが。</p>	<p>補足の指摘の通りであるため、当該箇所については削除した。</p>
p.42	<p>表 4-3 は、実施する事業はすべて網羅されているのでしょうか。</p>	<p>表を作るのであれば、連携計画で実施する事業の網羅をお願いします。</p>	<p>事前予約制バス（タクシー）事業、利用促進策事業も、まずは実験として実施することに変更修正しました。</p>

p.42	利用促進活動についての実施主体が、協議会となっていますが、利用促進に関して外部に委託することはないのでしょうか。	調査事業の時のように契約等を町に委託するようであれば、具体的に執行管理するのは町になるのではと思ったので。	町に委託します。 実施主体を武豊町に変更しました。
p.43	表中の、活性化・再生総合事業に、「実験期間」とつけた理由は何でしょうか。	活性化・再生総合事業は、地域公共交通導入の手助け全般が対象となりますが。	削除修正しました。
p.43	活性化・再生総合事業は、3年が保証されているものではないことをご留意下さい。	年度ごとに申請し最大3年となります。 ここでスケジュールに入れる必要はないのでは。	住民においては、国からの支援措置があるという情報は重要であるため、最大3年として表記します。
p.44	PDCAサイクルによる見直し対象をどうして、バスのみ限定して、交通事業者によるバスの運行をDO、バス事業の評価をCHECKとしているのでしょうか。	連携計画では、交通事業者以外にも、利用促進事業の実施や、バスの待合い場所等の整備、サポーター制度等の働きかけを予定しているのですが、これらは評価対象としないのでしょうか。	ご指摘のとおり、DOに利用促進事業を追加します。 なお、利用促進策等は、バス利用者の増加を目的に実施するもので、その評価は最終的には利用者数に帰属します。そのため、利用促進策等の評価は、利用者数の変化をもって、その内容が適切かどうかを見直すことを考えており、目標値としては、設定していません。

○疑問事項

関連ページ	疑問事項	回答案
p.7	第1章2(2)の最後で、「・・・通勤通学者の内の鉄道利用者に絞ったとしても、かなりの潜在需要が認められる。」とあるのですが、今回検討されているコミバスの運行時間には職場・学校等において、あまり需要にならないような気がしたのですが、どのような需要を想定されたのでしょうか。	指摘をふまえ、「通勤・通学者を対象にした場合には、鉄道駅までの公共交通の潜在利用者が認められる」と変更した。
p.22～p.31	アンケートの補足として「主な留意点」とあるのですが、アンケート結果を一見しただけでは見落としそうな事項を書いている項目と、「・・・すべき」と施策のあり方を書いている項目があるのですが、何に対する(何のための)留意点がかかれているのでしょうか。	当該留意点は、「住民の交通行動を把握する上で、注意すべき点」を抽出しています。また、「・・・すべき」とは、「バス導入を検討する際に、目的やサービス対象を考慮すべき点」を指摘しています。
p.24	外出・帰宅の時間帯のアンケート結果として、通勤・通学の行動時間帯がグラフ化されているのですが、今回対象としているターゲットが買い物・通院・公共施設への訪問になっているかと思うのですが、なぜ、通勤通学のグラフのみとしているのでしょうか。	通勤・通学のグラフに加え、買い物、通院のグラフも追加掲載しました。
p.33	第3章3(1)で、「市街化区域内での地域公共交通空白地域の解消」を基本方針とし、市街化調整区域には、必要に応じて対応との記載があるのですが、武豊町域内は「非線引きの区域」は存在していないとの理解でいいのでしょうか。	お見込みの通り、非線引きの区域は存在しません。